

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

1 行政職給料表

級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	36	16.3%	主事 技師 保健師 司書 計	28 3 4 1 36	114	51.6%	係員級
2級	主任の職務	30	13.6%	主任 主任技師 書記 主任保育士 主任保健師 計	21 2 1 5 1 30			
3級	困難な業務を行う主任の職務	48	21.7%	主任 主任保育士 主任保健師 主任栄養士 主任司書 主任文化財専門員 計	28 6 7 2 4 1 48			
4級	(1) 係長の職務 (2) 主査の職務 (3) 前2号に掲げる職務と職務の内容、 責任等の程度が同等と認められる職の責務	43	19.5%	係長 主査 技査 副所長 計	28 13 1 1 43	43	19.5%	係長級
5級	(1) 副課長の職務 (2) 事務局次長の職務 (3) 副主幹の職務 (4) 保育・児童施設の長の職務 (5) 前1号から前号までに掲げる職務と 職務の内容、責任等の程度が同等と認めら れる職の責務	32	14.5%	副課長 事務局次長 主任主査 保育所長 主任技査 事務局書記 参事補 計	19 1 4 1 1 1 5 32	32	14.5%	課長 補佐級
6級	(1) 課長の職務 (2) 事務局長の職務 (3) 主幹の職務 (4) 給食センター所長の職務 (5) 前1号から前号までに掲げる職務と 職務の内容、責任等の程度が同等と認めら れる職の責務	25	11.3%	課長 事務局長 主幹 所長 主任指導主事 計	15 3 4 2 1 25	25	11.3%	課長級
7級	(1) 部長の職務 (2) 会計管理者の職務 (3) 参事の職務 (4) 前3号に掲げる職務と職務の内容、 責任等の程度が同等と認められる職の責務	7	3.2%	部長 会計管理者 参与 計	5 1 1 7	7	3.2%	部長級
合計		221	100.0%					

(注)端数処理の関係上、構成比の合計が100%とならない場合がある

2 技労職員等職給料表

級	級別標準職務表に規定する 標準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 級	(1) 自動車及びボイラー技士の職務 (2) 電話交換手及びタイピストの職務 (3) 道路工手の職務 (4) 用務員、調理師、給仕、雑役夫等の職務	0	0.0%		
	計			0	
2 級	(1) 相当の経験を必要とする自動車及びボイラー技士の職務 (2) 相当の経験を必要とする電話交換手及びタイピストの職務 (3) 相当の経験を必要とする道路工手の職務 (4) 相当の経験を必要とする用務員、調理師、給仕、雑役夫等の職務	0	0.0%		
	計			0	
3 級	(1) 高度の技能又は経験を必要とする自動車及びボイラー技士の職務 (2) 高度の技能又は経験を必要とする電話交換手及びタイピストの職務 (3) 高度の技能又は経験を必要とする道路工手の職務 (4) 多数の用務員、調理師、給仕、雑役夫等を統括する職務	0	0.0%		
	計			0	
4 級	(1) 特に高度の技能又は経験を必要とする自動車及びボイラー技士の職務 (2) 特に高度の技能又は経験を必要とする電話交換手及びタイピストの職務 (3) 特に高度の技能又は経験を必要とする道路工手の職務 (4) 極めて多数の用務員、調理師、給仕、雑役夫等を統括する職務	5	26.3%	用務員 調理師 用務員兼調理師	1 3 1
	計			5	
5 級	4 級に掲げられた職務で特に町長が定めるもの	14	73.7%	自動車運転手 用務員 調理師	3 10 1
				計	14
合計		19	100.0%		

(注) 端数処理の関係上、構成比の合計が100%とならない場合がある

3 特定任期付職員給料表

級	級別標準職務表に規定する 標準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1 級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務	2	100.0%	監	2
				計	2
2 級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務	0	0.0%		
				計	0
3 級	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	0	0.0%		
				計	0
4 級	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	0	0.0%		
				計	0
5 級	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務	0	0.0%		
				計	0
6 級	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務	0	0.0%		
				計	0
7 級	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務	0	0.0%		
				計	0
合計		2	100.0%		

(注)端数処理の関係上、構成比の合計が100%とならない場合がある